

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第6回)
ワーキンググループ合同
議事概要

1 日 時

平成29年4月20日(木) 16時40分～

2 場 所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール4 A

3 議 事

- (1) 各タスクフォースからの報告
- (2) 自由討議

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】(委員会)

村井純主査(慶應義塾大学)、三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、森川博之(東京大学)、内山隆(青山学院大学)、大谷和子(日本総合研究所)、河島伸子(同志社大学)

(ワーキンググループ)

相子宏之(TBSテレビ)、石澤顕(日本テレビ放送網)、近藤宏(日本放送協会)、清水賢治(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テレビ朝日)、木田由紀夫(衛星放送協会)、木村信哉(日本民間放送連盟)、林正俊(日本ケーブルテレビ連盟)、設楽哲(電子情報技術産業協会)、土屋円(放送サービス高度化推進協会)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉健二(日本レコード協会)、高杉健二(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映像コンテンツ権利処理機構)、角隆一(日本電信電話)、早田叔弘(ソフトバンク)、宇佐見正士(KDDI)、別所直哉(ヤフー)、岩浪剛太(インフォシティ)、宮下令文(日本動画協会)、清水哲也(全日本テレビ番組製作社連盟)、岡村宇之(日本映像事業協会)、遠藤誠(全国地域映像団

体協議会)、桜井徹哉(博報堂D Yメディアパートナーズ)、石川豊(電通)
(オブザーバ)

俵幸嗣(文化庁)、山田仁(経済産業省)

【総務省】太田直樹(大臣補佐官)

(情報流通行政局)

南俊行(局長)、吉田真人(審議官)、齋藤晴加(総務課長)、鈴木信也(放送政策課長)、久恒達宏(放送技術課長)、玉田康人(衛星・地域放送課長)

【事務局】豊嶋基暢(情報流通行政局情報通信作品振興課長)、清重典弘(情報流通行政局情報通信作品振興課長補佐)

5 配付資料

資料6-1-1 スマートテレビ等を活用した4K配信技術タスクフォース報告書

資料6-1-2 モバイル同時配信技術タスクフォース報告書

資料6-1-3 放送コンテンツ制作取引タスクフォース検討結果

資料6-2 中間報告書骨子(案)【構成員限り】

参考資料6-1 平成28年度における試験的提供Bの結果(日本放送協会)

参考資料6-2 「放送コンテンツ制作取引適正化に関するガイドライン」平成28年度フォローアップ調査結果の公表(総務省 報道発表資料)

参考資料6-3 議論の整理 ※第5回会合での構成員向け配付資料

参考資料6-4 委員会第2回及び第3回事務局資料(抜粋)及び関係資料

参考資料6-5 これまでの委員会における主なご意見

参考資料6-6 委員会(第5回)議事概要

参考資料6-7 委員会(第5回)以降に頂いたご意見

6 議事概要

(1) 各タスクフォースからの報告

- 村井主査(スマートテレビ等を活用した4K配信技術タスクフォース主任)、及び事務局より資料6-1-1に基づいて、スマートテレビ等を活用した4K配信技術タスクフォースでの議論の結果について説明がされた。
- 森川構成員(モバイル同時配信技術タスクフォース主任)、及び事務局より資料6-1-2に基

づいて、モバイル同時配信技術タスクフォースでの議論の結果について説明がされた。

- 内山構成員（放送コンテンツ制作取引タスクフォース主任）、及び事務局より資料6-1-3に基づいて、放送コンテンツ制作取引タスクフォースでの議論の結果について説明がされた。

（２）自由討議

◆ 事務局からのプレゼンテーション

- 事務局より、資料6-2に基づいて、中間報告書骨子（案）について説明がされた。

◆ 自由討議

- 【村井主査】ありがとうございます。それでは、今ご説明がありましたように、夏に向かって中間報告を取りまとめる必要があります、その準備となる第1弾の議論を本日は行っていただくということでございます。そのために、中間報告書の骨子の案ということで準備をしていただいておりますので、ここが議論の出発点となります。

各項目ございますけれども、本日はどこからでも結構ですので、皆さんお気づきの点、それから、先ほどのタスクフォースの議論、海外動向等についてもご説明いただきましたので、そちらとの関連もあわせてご議論いただければと思います。

- 【角構成員】NTTの角でございます。まず、今回の詳細なご検討、そしてまた報告書の取りまとめにつきまして、両タスクフォースのメンバー及び事務局の皆様のご尽力に深く感謝したいと思います。今回の報告書におきましては、放送コンテンツが、モバイルやテレビ、ネット経由で配信するというサービスについて、一定の仮定のもとではありますが、技術的な意見交換ができたということは非常に有意義だったとっております。しかしながら、今回のご検討いただく内容をほんとうに生かして今後しっかりとサービスしていくというためには、資料6-1-1の8ページ・20ページのご提言のところにご記載いただいたように、ステークホルダー間の連携・協業のあり方といったものの検討が必要かなと思っております。これはすなわち全体としてビジネスモデルということかと思っております。私ども、例えば通信事業者の例で申しますと、高精細映像等の同時ネット配信サービスがしっかりとサービスされたという際には、現在のネットワーク容量では残念ながら十分な品質が維持できないという可能性もございまして、大容量のトラフィックが流れることによって、既存のお客様の通信品質に影響が出るという可能性もあるという認識を持ってございます。こうした品質をどこまで担保していくべきなのかとか、あるいは品質担保に向けてネットワーク増強のコスト等をどういうふうに対処

いくのか、負担していくのかといったような課題について、ぜひ議論・検討を進めていくことが、一番、多分大切なことだと思いますけれども、このすばらしいサービスを安定的に提供していくということについて必要かと存じてございます。このような持続的なサービス提供に向けた課題は、私ども通信事業者に限らず、多分、関係者の皆様それぞれにおありになるかと思っておりますので、今後、商用化を見据えた際のビジネスモデル、本格的な検討も進んでいくことも期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 【森川構成員】 3点ほどお話をさせていただきます。

1点目は、今の角さんのコメントと一緒にございまして、これから配信していこうとすると、やはりわからないことばかりで、一步一步、少しずつ進めていかなければいけない。そうすると、やっぱりステークホルダーの方々が連携していくのが非常に重要だなと思っております。

2点目は、高度化に関するものですが、これからこういう同時配信みたいなものがずっと進んでいくと、やっぱり視聴データをどう使っていくのかというところが鍵になるかなと思っておりますので、それをしっかりと考えていくような場をつくるということも必要かと思ひますし、あと、ではどのようなサービスのあり方がいいのかと。すなわち信頼性の確保の観点からは、字幕や災害情報等の提供といったあたりをしっかりと考えていかなければいけないなと思っております。

3点目は、少し先というか、5Gとの絡みでございまして、皆様もご存じのとおり、5Gはぐっと進み始めておりますが、通信と放送の融合みたいなところはこれから動き出していくということで、その5Gの流れの中でこのような動きをどのようにインプットしていけばいいのかと。そのあたりもあわせて考えていかなければいけないのではないかと思つた次第でございます。

○ 【大谷構成員】 幾つかございますが、今回お配りいただいた参考資料で、改めてNHKの試験的提供の結果などを見ていきますと、試験的提供のテストをした、参加された方というのが約1万人ということで、それをベースにしてこれからの議論をしていくのは、もちろん今の時点で使える貴重な情報の一つではあると思ひますけれども、おそらく、さらに規模を拡大した試算などをしていく上では、まだ足りないのではないかなと思ひているところです。特にアンケートの中身などを見ていますと、マルチデバイスといいながら、実際に外でスマートフォンあるいはモバイル環境でごらんになっているというよりは、自宅で夜、じっくりごらんになるというような視聴行動が多いというようなことなども若干気づかされるところでありますし、た

だ、それもちょっと限られた試験的提供の中で導かれたものですので、やはり視聴行動の具体的なニーズというのを、これからできるだけ実態を捉えていくということが必要ではないかと思っております。

また、それを捉えたところで、各事業者のビジネスモデルの考え方といったことについても一定の方向性が導き出せるのではないかと思っておりますので、このタスクフォースでの議論を拝見して、取りまとめされた提言はいずれも賛同できる内容ですし、特にモバイル・PC向けの同時配信についてのコスト試算については、多大なご努力を払っていただいて、実際にここまでの数字が出たということと、共同利用のメリットということについても納得のいく形で示されたということは、とてもすばらしいと思っておりますけれども、さらに踏み込んだ実証実験、そしてトラフィックの特性といったものについてのデータをそろえた上で、もしこれまで考えていた方向性に是正が必要であれば改善するというように、今回の報告、中間報告書というのは、そういった課題の洗い出し、提出というところに注力するのがよろしいのではないかなと思っております。

その他、視聴者の立場に立って考えていきますと、例えばラジオで言えばラジオのように、複数の局の番組を選択するアプリケーションといったものを活用して、視聴者が選択できるという状況の中で視聴するのが自然な視聴形態だと思っておりますので、これまで各局がそれぞれの技術、それぞれのアプリケーションで進められてきたことを統合していただいて、今、複数の方からお話が既にありましたように、例えばNHKと民放が個別にアプリを提供するというのではなくて、実際の今のテレビの視聴環境に近い環境を整えて、生の情報を得ていくことが必要ではないかと考えているところです。

あとは基本的な機能としてどの辺まで想定するのかということなのですが、技術的に可能なかどうかはこれから検討いただければいいと思っておりますので、テレビの受像機で視聴される方と、PC、スマホやタブレットのようなモバイル型の機器で視聴される方というのは、もしかして視聴行動が異なってくる可能性もあるかと思っておりますので、基本的に求められる機能というのは区別可能なのか、それとも、もうマルチデバイスで1つのものでないと、とてもコストが割高になるということになってしまうのか。そういったことについてもさらに検討を進めていく必要がありますし、災害情報の提供といったものも、モバイル環境のもの、それからテレビを普通に見ているつもりの人と、もしかして区別して検討していくことがいいということもあるかもしれませんので、もし技術的に課題があるのであれば、それも出していただくのがよろしいかと思っております。

- 【三尾構成員】各タスクフォースのご検討、非常に詳細で参考になるというふうに拝見いたしました。この中間報告書骨子に従いまして意見を述べさせていただきますと、1章については、これまでの検討、方向性として明確に、放送と通信の双方のいいところを融合して進めていくということを喫緊の課題として、統一的に前向きに考えるということを強調していくべきではないかなと思います。全体的な流れとしては、各世界の動向を見ても、この動きはとめられないということは皆さんも異論のないところではないかと思しますので、そのあたりの明確な位置づけ、打ち出しをしていただきたいなと思います。

第2章なのですけれども、まずテレビ向け4Kコンテンツの同時配信についてです。これについては、ハイブリッドキャストの活用といったことを、もう少し進めていただきたいと強く思います。まだ国民全体にハイブリッドキャストが十分に浸透しておりません。4Kテレビを購入すると、もうハイブリッドキャストは標準仕様で入っているにもかかわらず、それを十分に活用できていないというところは非常に問題であるというような認識を持っております。

ですので、この活用を推進する方向で、何らかの策を立てていただきたいと思います。特に、ご発表いただいたタスクフォースのご発表の中で、地方局が積極的に使っていきたいというようなこともありまして、非常に好ましいなと考えております。ハイブリッドキャストの活用を非常に期待しております。それで、4Kコンテンツは、オリンピックを控えまして、さらに浸透させていかなければいけないというタスクがあると思いますので、ぜひ具体的に、時期や目標を決めて、国民に対する浸透を図っていただきたいと思います。

あとはモバイルとPCの同時配信についてなのですけれども、これもタスクフォースの中でさまざまな検討をいただきまして、本当に参考になるかなと考えます。ただ、まずどういったサービスをベストのサービスとして想定して、そのベストなサービスを行うためにはどういうトラフィックが発生するのかとか、コストはどのくらいかかるのかといったような方向性を立てないと、あらゆるバージョンを検討して考えても、頭の中が混乱してしまって、ぐるぐる回りになってしまうだけではないかなと思います。ベストのサービスについてですが、私、個人的な意見を申し上げれば、同時配信をすべての番組を対象とするのではなく、例えばニュース、スポーツ等、ニーズのある番組に絞ることが重要ではないかと考えます。あとはステークホルダーですね。これは先ほどもお話があったと思いますけれども、NHKと民放が一緒にやるということが非常に重要ではないかなと思います。NHKと民放が一緒にやるというのは今までなかったことですので、ハードルは高いとは思いますが、これを放送コンテンツの検討会で実施するということは非常に意味があると思いますし、タスクフォースの中でも十分実現可能な結論が出ていると思います。ぜひその方向で、具体的な策を立てていただきたいと思

ます。この中間報告の中には、できれば方向性だけでも、具体的なサービスの内容と、実現とまではいかないとしても、実証実験として皆さんの合意が取るといった段階まで書いていければいいなと考えているところです。タスクフォースの結果として具体的な内容が明示されてきており実現に向けて、非常に期待が持てると思っておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

- 【椎名構成員】NHKさんの実証実験の話が出ましたので一言だけ申し上げておこうと思います。権利処理の課題については、もうちょっと先ということで整理がされていて、この先議論が進むとは思いますが、この中間報告書の骨子を拝見すると、NHK及び民間放送事業者における試験的取り組みということで、この実証実験の結果等が引用されていくものと思います。そこで、この資料の10ページを拝見すると、「配信時間と配信不可の理由」ということで、27年度のときも同様の資料がありまして、配信できなかった番組と、そのさまざまな理由についての数字としてまとめてあるんですが、これらを単純に比較することはできないと思っています。なぜなら、今回の実証実験は27年度と比べると、番組数も違いますし、また一番違っているのは実験期間です。

ここに書かれている11月28日というのは、配信できない代表的なものとして言われていた大相撲の秋場所が終わったちょうど次の日で、そこから実証実験が始まっています。一方で27年度の実証実験では、大相撲の秋場所が1週間含まれている。よって、この27、28の数字を比較したり、時系列で見比べるというようなやり方はおかしいのだろうなというふうな印象を持ちました。

また配信不可の理由ということで、許諾が得られないとか、配信権がないとか、使用料の請求があったとか、様々な理由が挙げられているのですが、基本的に使用料の請求があったら配信不可なのね、というルールでやっているものなのかがどうなのかがはっきり書いてない。例えば、出演者からネット配信の許諾を得られなかったというのは、100円払うのでどうでしょうかと許諾を得られなかったのか、1万円払うからどうですかと許諾を得られなかったのか、タダなのだけどうですかと許諾を得られなかったのか、ここではよくわからない。だから、課題として出すのであれば、どういう条件のもとで許諾が得られなかった、得られたというような振り分けをしないと出てこないと思うので、そこら辺を今後もうちょっと詰めていただいたらなと思います。

- 【近藤（宏）構成員】NHKのメディア企画室の近藤でございます。今のお尋ねの件について

お答えいたします。「使用料請求あり」の箇所等についてお尋ねいただきましたが、これは配信実験ということで、権者さんの個人あるいは団体の皆さんに対しましては、放送でお支払いしているものはお支払いしております。

しかし、今回、配信実験なので、使用料はお支払いなしでお願いしたいということを経年度から申し上げて、それでご了解いただいたものについては配信し、ご了解いただけないものについては、このような、「使用料請求あり」という表現になっておりますが、いわゆるフタをするというような整理でやっておるところでございますが、それについては、初年度からずっと皆さんには、いろんな場でご説明をさせていただいてきたものでございます。それから、その関係で申しますと、この一番左の「出演者からネット配信許諾得られず」といったようなものにつきましても同じような整理になっております。

もとより、各団体、個人の方には、そうした私どもの趣旨については、極めて丁寧なご説明をさせていただいたつもりで来たところではございますが、まだまだご説明が足りなかったところについてはご容赦いただければと思います。改めて、この場を通じましてお願い申し上げたいと思います。

- 【椎名構成員】わかりました。要するに、追加の支払いをしないという前提において、配信が可能であったか、可能でなかったかということの数字ということですよ。
- 【近藤（宏）構成員】そういうことでございます。
- 【椎名構成員】その点はわかりましたが、先ほど申し上げた通り、対象としている期間、また番組も違うのでしょうから、27と28を単純に比較したり、時系列で見ても見ると、ちょっとミスリードしてしまうのかなと思われましたので、その点だけコメントさせていただきたいと思います。
- 【近藤（宏）構成員】ありがとうございます。なるべくミスリードのないような形で、今年度以降もやってまいりたいと思います。どの番組を選んで配信実験をするのか。その折々、ちょっと状況が違いますので、その辺のところについてはぜひご理解を頂戴したいと思います。
- 【藤ノ木構成員】3つのタスクフォースの検討結果を反映して、中間報告書案を説明していただきましたけれども、私たち放送事業者としてのこれまでの考え方は、「放送を巡る諸課題に

関する検討会」でも発言させていただきました。その中で、やはり常時の同時再送信といったときに、それぞれ在京キー局は、ネットワーク、それぞれ地方の局を抱えていますので、実験の段階でも、やっぱり今回のモバイル同時配信技術タスクフォースの提言でもありますが、やはり地域制御というものは大事なところですので、ぜひ実験の中に入れていただきたいと思います。

- 【内山構成員】 私は第3章の2に関して発言させていただきたいと思います。

過去にもこういうふうにお話ししたことがありました。著作権は当然、法律をバックグラウンドにした話ですけれども、いきなり法律問題に持っていくのではなくて、もっと商慣習のようなこととして、何かできませんかということ、過去の会合で発言したことがあったかと思えます。それで、ほんとうにこれは、同時再送信をやろうとなると、多分、作業量がものすごく膨大なはずなのです。過去にも、例えば海外への番組販売等のために、また権利処理の円滑化をしましょうという議論はあって、それを何となく思い出しはいたのですけれども、そんなレベルではない、膨大な業務処理量というのが発生してくるだろうと。だから、決定的に、これは法律問題というよりも、その前にマネジメントとか効率の問題として捉え直したほうがいいかもしれませんし、またネットで同時送信するということを1つの社会インフラとして扱うということであれば、インフラ一般論としてあるように、やっぱり混雑問題を起こしてはいけないということは出てきますよね。フィジカルな混雑問題のみならず、そういう裏側で起きているバックヤードの作業での混雑がゆえに、ノードが進みませんでしたということが起きるのは、やっぱり望ましくないことかなと思います。

今日も資料を見ている中で、過去に出ていたご意見で、参考資料6-5の9ページのところでも、例えば権利処理が間に合わなかったコンテンツという想定をしてお話しされていて、同時送信するつもりがあるのだけれども、結果としてできませんでしたという、一種の混雑問題を起こすということは、あまりよろしくないかなとは思っています。

ただ同時に、これも過去に発言させていただいたとおりで、特に民放さんなどは、やっぱり意図して同時送信しないコンテンツがあって、それは当たり前だろうと私は思っております。やはりそれは、コンテンツのジャンルによって、ウィンドーコントロールをかけなければ、あるいはかけるべきものもありますから、そういう、自発的にやらないというものは、経営戦略の中で、あって当たり前だと思いますし、それは一種、認めていくべき世界のことかなとは思っています。

それで、現状、何だかんだ言っても、VODとか見逃しを含めても、ネット配信の市場とい

うのは、そんなに実はまだ大きくないですよ。例えば、よく放送は4兆円産業という言い方をされますが、たしかJVAさんがまとめられた数字だと、ネット配信は1,200か1,300億円ぐらい、あるいはDCAJさんがまとめられた数字だと1,400とか1,500億円ぐらいの市場で、まだ全然、メインの市場に対しては大きくない市場です。

ただ、ずっとこの委員会を聞かせていただいていることは、では例えば10年後、このネット配信の市場というのはどうなっていますかという感覚が、随分、分かれていた感じがいたしました。

それで、例えば消費者目線で見ている方々とか、あるいは周辺部分にいらっしゃる方々は、とても期待値が大きいという印象を持ちました。ど真ん中の現場で頑張っている方々は、それとの相対比較では高い期待値は持っていらっしゃらないという印象を持ちました。その辺で、おそらく多分、この会議体の中でも、トータルの合意みたいなものがないような感じはいたしております。

ただ、政府主導で行われている会議の話なので、やっぱりちょっと長目、長目の未来を見て、先を打っていくということは必要なことだと思いますし、その10年後、大きな市場になっているか、小さな市場になっているかわかりませんが、どっちに転んだとしても対応できるような手はずだけは、やっぱり今の段階として打っておく必要があるかと思えます。

そういう意味では、いろんな形、今、実証実験をという声が出ていますので、それに関しては大賛成でございますし、権利処理についても何か別途、実証実験的な発想は持てないだろうかというご提案をさせていただきたいなと思えます。その中では、やはりさっき申しましたように、混雑として、あるいは遅延として処理できないというものは、極力、ミニマムにする必要はありますし、でもほんとうに経営戦略として意図して同時送信しない番組、あるいは権利者が意図して、これはネットで出したくないですというものは、それはそれでまた一方で尊重しなければいけませんので、その辺の切り分けをきちんとできるような実証実験というのはできないでしょうかとは思っています。

ただ、遠い未来に大きな市場になっていくか、小さな市場のままであるかというところは、ほんとうにこれは多分、意見が分かれている部分だと思いますので、そこはあまり過大にも過小にも評価すべきではないと思っておりますが、ただ、放送はとにかく、我々、経済学の間から言いますと、視聴者市場あるいは広告市場、番組供給市場、あるいはその他デバイス等のファシリティーの市場、幾つかの多面的な市場に囲まれた産業だという見方というのがあります。

ある市場での成果が他の市場に対して強い影響を与えるという構図のものになっています

けれど、そういう意味で非常にバランス感覚を持って、いろんなことは物事を動かしていく必要があるかと思っています。

今のところ、現実的に、NHKさんが公共放送という財源の中で実証実験なさっていますけれども、もうちょっと民放さんの立場の視点でも実証実験的なものはできないでしょうかという思いも実はあったりいたします。

ただ、そこまで大きくしなくても、例えばより一段と権利処理のマネジメントとしての効率化を図るという観点で、例えば図上演習的な実証実験みたいなことは次のフェーズのところの課題としていかがでしょうかというふうにご提案申し上げたいと思います。

- 【吉田構成員】今ちょっと権利処理のお話が出ましたので、ニュアンスも含めて申し上げたいと思います。

そもそも権利処理のやり方というのは随分積み上げられてきて、非常に地上波と実演家の間ではさまざまな蓄積がある。これは非常にうまくいっているという前提があると思います。それで、今、まさしく膨大な処理というふうにおっしゃいましたけれど、あまり印象の中で、膨大で面倒くさいというニュアンスになると、ちょっと当を得ていないのではないかと。もう、現実的には非常に、処理のあり方というのは一つ一つ積み上げて行っているわけですし、今、現状がうまくいっていないというわけでもないと思います。

それで、創造の世界では、同時ということにこだわると、つまり放送以前に処理しなければいけない諸問題が出てくるために、それでは放送では許されていたことを、もう少し明確にクリアにする手続を事前に前倒しでやる。先ほどの実証実験でも、では何日前に了解を得たのか、あるいは代理人、窓口であるものも、あるいは当人あるいは遺族あるいはその関係者に許諾を取る、どういういきさつがあったのかということを確認するには、それなりの時間と手続が必要だというのは当然ありますね。それで今、放送が終わってから2次利用に向けてやる部分においては、ある程度の時間とシステムが完成されている。それでおっしゃるように、どこかそこを、例えば業界を含めて合理的なシステムをつくるということには全くやぶさかではないのですが、この話が、面倒くさいので単純にしようとか、時々そういう、面倒くさいので大変だ、膨大だという言葉の持っているイメージがひとり歩きするのはいかがなものかなと思いますので、一言申し上げておきます。

- 【桜井構成員】博報堂DYメディアパートナーズの桜井と申します。広告会社の立場からお話しさせていただきたいと思いますが、いろんな意味で、技術的な検証でありますとか、権利の

問題でありますとか、非常に真摯な議論が進んでいるのはすばらしいことだと思っておりますが、我々、広告会社の立場にしますと、実際にこれはビジネスとしてきちんと成立していくのか、あと広告主の方々、特に民間放送さんと一緒に私たちは仕事をするわけですが、広告主さんにとってメリットがあるのかといった視点も、視聴者から受け入れられるということと同時に必要なのではないかなと考えております。

欧米の事例なども資料等の中にございましたけれども、実際に欧米での事例で我々のほうでも調べますと、大体、実際に、もう同時も含めているようなサービスをやっている中で広告をつけているケースというのがあるのですけれども、全体の広告収入に占める割合は、一番進んでいる局さんでも5%程度となっております、その多く、ほとんどが、やはりいわゆるVOD的なサービスに広告がついているケースでございます、同時配信については、一部の人気のあるバスケットボールですとかアメリカンフットボールの中継において、CMの差しかえができてくるケースに結構限られておりまして、インターネット経由で同時送信されているところでも、ほかのものについてはCMがそのまま流れているようなケースというのも多いと聞いておりまして、実際にはコスト負担はかかりますけれども、ビジネス的には結構厳しいというような状況であるようでございます。

なので、そういった、ビジネスとして成立するかという視点を同時に検証しなければいけない。その場合、では実際にどういうふうに広告主さんにお届け、サービスを販売するのかというようなことについても、しっかりと議論していきたいということです。

その場合には、やはりどういうデータが入手できて、そのデータがそういったものに使えるのかどうかということもあわせて考えなければいけないということなので、できる、できないという話と同時に、ビジネス側面というのを考えていきたいなと思っております。

それから、先ほどテレビ朝日の藤ノ木さんからもお話がありましたけれども、テレビコマーシャルというの、非常に地域性があるコマーシャルも多く、広告主さんについても地域制御がしっかりとできるのかどうかということは非常に重要な問題かと思っておりますので、こちらについても、我々からも同じように、実験のほうでしっかりと検討をお願いできればなと思っております。

- 【三尾構成員】市場とかビジネス的な収支等の側面は解決すべき問題が多いかなとは思いますが、これは、4Kのコンテンツの配信と絡めて、ハイブリッドキャストを使った市場ということもあるのかなと考えています。

従来の広告からの収入だけではなくて、例えば全く違う業界と連携して新たな収入を得るビ

ビジネスモデルがあるのではないか。例えば番組と絡めた商品の販売やサービスの提供などマルチでコンテンツを利用できることもありますので、そちらのほうで展開していく可能性も検討いただきたいなというところが1点あります。

それともう一点、ビジネス的に成功するかどうかという視点なのですが、これはそういう前向きな視点ももちろんあるのですが、このまま放置していれば市場がシュリンクしていくというような危険性も高いのではないかなということを考えます。

ラジコの例は、危機感といったことから頑張ってビジネスモデルをつくってきたということではあると思うのです。まだ、テレビ、放送のほうはそこまで差し迫っていないと思いますけれども、各国の動向を見たり、若者のテレビ離れなどを見ると、このままで市場はシュリンクしていくのだということを忘れないように、そこからのスタートだという認識も要るのかなと思います。以上です。

- 【河島構成員】博報堂DYメディアパートナーズさんと、今、三尾先生がおっしゃったことと、ほんとうにそのとおりだと思ってずっと考えていました。今回の中間報告書骨子案で、1章の4というところが、この審議会としての結論的な、大事なところになるのだと思います。ビジネスモデル的なところの心配というのが、ほんとうは実は一番、民放事業者の方々にとっては非常に大きな課題で、特に地方ローカル局の話というのは、今まであまり大きくフィーチャーしてこなかったのですけれども、ローカル局はより深刻な心配というのがおそらくあります。けれども、それはそれとして、こういうこともできるのではないですかとか、それから新しい、今までは広告収入にほぼ全てを頼ってやってきたけれども、その広告のあり方というのももう既に大きく変わってきていますし、世帯視聴率というのに1つの基軸を置いて、広告業と広告主業界と民放局との間で、いわば通貨のような形で広告料金というのは決めてきていると思いますけれども、それ自体ももしかしたら今後変わっていくかもしれないというような、何か民放のビジネスモデル自体をもう少し論じる章があるとよいのではないのでしょうか。技術とか環境変化がこうですというだけでは、なかなか納得してもらえないような気がいたしまして、今からそういうような要素が少しでも加えられるのかどうか私にはわかりかねるのですが、今、私のお前にお2人もそういうご発言があったので、少し気を強くして申し上げる次第です。
- 【村井主査】1章、2章、3章と、重要な点が指摘されたと思います。特に今ご指摘があった第1章の4は、何人かの構成員の方からご指摘がありました。今のままでいいのですか。これから5年、10年たったらどうなるのかということ。それに合わせたビジネスモデルや、

いわば新しいビジネスの要素がどのようになるのかということを考えていくのは、1 - 4の中できちんと考えなければならないということだと思います。実際、今の段階でこれを全て議論していくというのは難しいのですが。

ちなみに、私がとても重要だと思っているのは、この会場の広さです。本会議がこれだけ大きな会場での開催になるというのは、ステークホルダーの方が全員このテーブルについているということなのです。このことはとても心強いことですし、大変重要なことですので、その中で放送サービスの高度化の方向性、未来がどのようになるのかということについて議論していただき、その知見を入れていただく。あるいは、いろいろな心配であるとか懸念事項も含めて議論していくということが大変重要ではないかと思います。

今もご指摘がありましたけれども、若者のテレビ離れのようなことが言われていますが、一方ではいいコンテンツが地方から出てくるということとの関係で、地方再生の原動力に地方のメディアがなるべきだという、応援というか期待感もあるかと思っています。そういったことも含め、新しいビジネスモデルを前提としたことが、未来がどう開けるのかという、ある意味のビジョンのようなものを、やはりここで掲げていく必要があるかと思っています。そういった中で、放送という1方向のメディアに対して、同時再送信とインターネットの双方向のメディアが重なるということの意味していると思いますけれども、メディアが重なるということは、何人かの構成員の方にも指摘していただいたと思いますけれども、そこからデータが生まれます。これを、放送事業者がどのように使えるのか。あるいは広告等のマーケティングとしてどのような価値を持っていくのか。このことは今、データ志向型社会というか、データを使っていく社会の中では、一般論として大変重要な課題でございます。その中で大変大きな役割を果たしているのが、放送に双方向性のメディアが加わってくるということではないかと思います。

この問題に関しては、今の段階での答えは無いと思います。ただ、あらゆる分野で同じことが起こってしまっていて、その経済的価値をどのように読んでいくのかということは、全ての産業分野で考え始めていることだと思います。そういう意味では、不確定ではあるかもしれないけれども、そういった付加価値が新たに生まれてくるということを前提に、どのようなビジョンを描いていくのかということが、この1章では大変重要になるのではないかと思います。

繰り返しになりますが、これは地上波の同時再送信という、ある意味の限定的なメディアのあり方を議論していただいているため、当然のことながら、その中にはサービスのモデルや、地方の放送局と境界といったことを含め、今までの広告モデルがどうなるかということを考えていかなければいけないというのは、そのとおりだと思います。

そして、既にラジコでもご紹介いただいたわけですが、共同配信によってコストを分

担していくというモデルは、既に幾つか前例がありますので、そういった形態でのコスト計算も含めて、どういうインフラストラクチャーがあり得るのかという議論がございます。私の専門でもありますインターネット、デジタル配信ということから考えても、放送のようなストリームメディアを転送していくというのは、元々の設計には入っていなかったことでございます。それがこれだけ使われるようになった中、この技術がどのような信頼性をつくれるのか。この問題を議論してきた背景として、同時再送信というのは、地上デジタル導入の際の一時的な措置として準備・実験をしており、この地上デジタル化の期限だった2011年に東日本大震災が起りましたが、この震災に対する対応で大変役に立ったという背景もございます。

そういうわけで、技術的な課題は、要求がありマーケットがあり、そしてそのビジョンがあれば、解決が進んでいくということは、私たちは既に経験しているのではないかと思います。これもこういった会議で皆さんの力を合わせて解決してきたという背景がございますので、このステークホルダーの方々と同じテーブルについて議論をしていくということには、私は個人的には大変大きな力強さを感じるわけでございます。

そして、その放送コンテンツの製作・流通の確保ということで、本日もいろいろな課題が議論されましたけれども、実際にやらなければいけないことは、こういった権利処理が正しく行われて、そしてスムーズに配信ができるか。そして、内山先生からご指摘がありましたけれども、できることと、できないことというのをきちんと考えていけるスムーズな体制をつくること。こういうことができるのではないかとというのが、タスクフォースの議論の中から生まれてきた心強い方向性ではないかと思います。

そういった意味も含めまして、このタスクフォースで議論していただいたことは大変貴重な、そしてかなり力強いことが出てきていると思います。先ほど申し上げましたように、これから先の未来の話ですので、何が起るかということとはわかりません。やってみなければわからない部分もありますけれども、その中で慎重に進むこと。一方では諸外国の状況を鑑みつつ、そしてそのビジネスの状況を鑑みつつ、どこへ行くべきかということをもって慎重かつ大胆に、やはり前に進むということであるとすれば、その理解や証明のための実証実験というのは欠かせないことになるのではないかと思います。

こういった実証実験の規模やデザインがどのくらい具体性を持って進められるのか、適正であるか。この議論は、また進めるに従って、皆さんの知見を集めていく必要があると思いますけれども、視聴行動というのは、ないインフラストラクチャーと、ないサービスでは、その行動は当然起らないわけです。新しいサービスが生まれて、その視聴行動の変化というのが生まれ、非常にダイナミックなものになってくる。そのダイナミックなことを捉えながら、私た

ちもダイナミックに方向性を決めてダイナミックな議論ができるということも大変重要になってくるのではないかなと思いました。

以上のような形で、大変重要な点をご指摘いただきましたこれまでの議論を踏まえ、少し取りまとめさせていただきました。

本件のような案件は論点が多岐に渡り、複雑系の問題のようなものであり、その解決にあたっては、科学者としては何となく身震いがしつつ、やる気が出てくるのですが、こういった複雑で解決が困難な問題というのは、ここにいらっしゃるステークホルダーの皆さんが力を合わせることによって解決できる問題ではないかと思います。

それでは本日の議事はこれで終了としたいと思います。この中間報告書骨子案に対してのご意見やお気づきの点等ございましたら、後日、速やかに事務局のほうにお伝えいただき、次の議論に反映させていくということで進めさせていただきたいと思いますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

以上